

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………一  
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………一  
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二  
…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 知事指定薬物の指定……………三  
…(福祉保健局健康安全全部業務課)……………三
- 訓 令 (教)
- 東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………四  
…(東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正)……………四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四  
…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五  
…(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………五  
…(同)……………五

## 告示

### ●東京都告示第八百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

台東区上野三丁目二十三番一、同番 平成二十七年四月二、百三十四番一、同番二、百三十七番一、同番二及び百三十八番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### ●東京都告示第八百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年四月三日	狛江市元和泉二丁目三千八百十六番四及び三千七百三十一の各一部、三千七百三十一地先並びに三千七百三十二の一	延長 一三・六三 幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務局長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年五月二十二日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十七年六月一日(月曜日) 午前十時から

二 公聴会を行う場所 小金井市公民館緑分館学習室C 小金井市緑町三丁目三番地二十三

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一係(東京都小平合同庁舎一階)

小平市花小金井一丁目六番二十号  
電話〇四二(四六四)〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 小金井市閑野町一丁目三百一番一ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域、都市計画公園等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 体育館、管理事務所  
及び用途 所ほか 公衆便所

敷地面積 約七二三、三八一 増減なし  
平方メートル

建築面積 約八、八二四平方  
メートル (合計約八、八九七平方  
メートル)

延べ面積 約一一、九二二平方  
メートル (合計約一一、九七八  
平方メートル)

構造及び 鉄筋コンクリート  
階数 造ほか 鉄筋コンクリート造  
地上三階ほか 地上一階

高さ 一二・〇メートル 三・五〇メートル  
ルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第八百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年五月二十二日

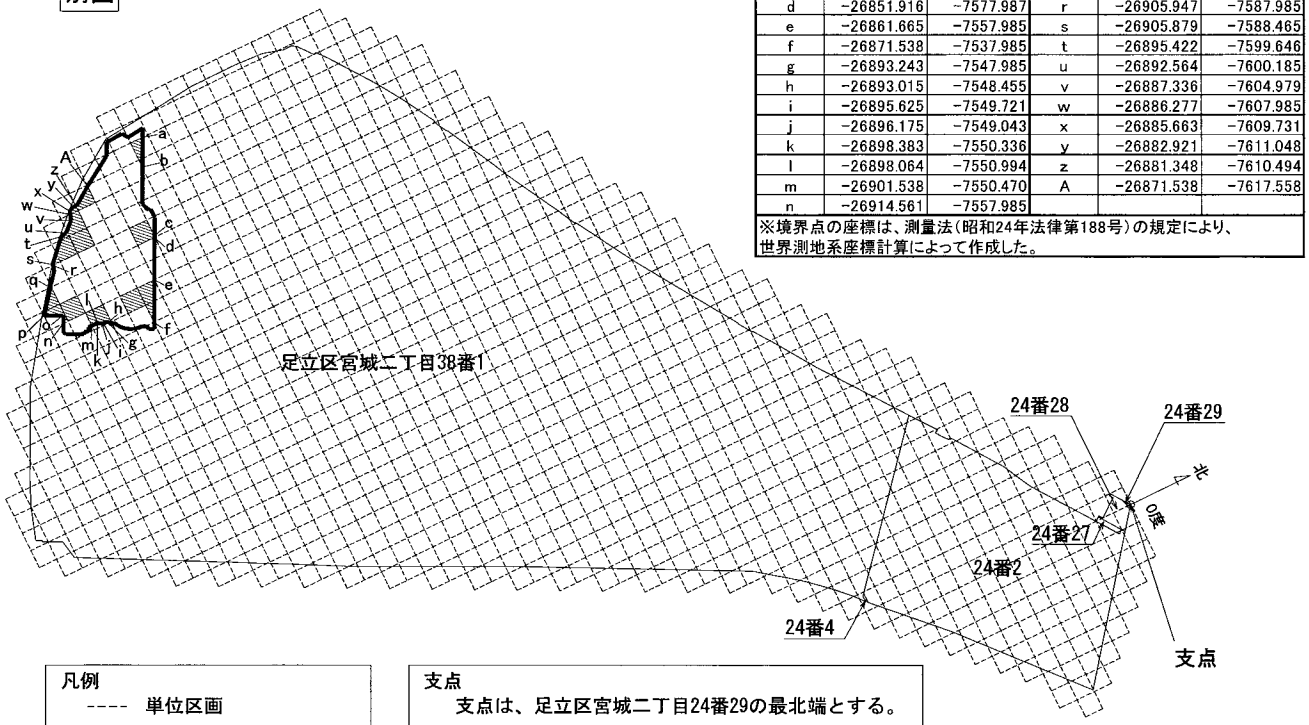
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区宮城二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
a	-26834.664	-7627.985	o	-26912.681	-7561.863
b	-26841.538	-7613.974	p	-26921.702	-7566.058
c	-26851.538	-7578.759	q	-26912.312	-7577.927
d	-26851.916	-7577.987	r	-26905.947	-7587.985
e	-26861.665	-7557.985	s	-26905.879	-7588.465
f	-26871.538	-7537.985	t	-26895.422	-7599.646
g	-26893.243	-7547.985	u	-26892.564	-7600.185
h	-26893.015	-7548.455	v	-26887.336	-7604.979
i	-26895.625	-7549.721	w	-26886.277	-7607.985
j	-26896.175	-7549.043	x	-26885.663	-7609.731
k	-26898.383	-7550.336	y	-26882.921	-7611.048
l	-26898.064	-7550.994	z	-26881.348	-7610.494
m	-26901.538	-7550.470	A	-26871.538	-7617.558
n	-26914.561	-7557.985			

※境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**凡例**  
 ---- 単位区画  
 —— 筆境界  
 —— 調査対象地  
 ▨ 形質変更時要届出区域

**支点**  
 支点は、足立区宮城二丁目24番29の最北端とする。

**格子の回転角度 0度**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八八十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十二日

東京都知事 舛添 要一

一 知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー(四)クロロニー(五)ジメトキシフエニル)ーNー(三)・四・五トリメトキシベンジル)エタンアミン(通称名三〇CーNBOMe)及びその塩類
- (二) 化学名 ニー(四)エチルニー(五)ジメトキシフエニル)ーNー(二)メトキシベンジル)エタンアミン(通称名二五EーNBOMe)及びその塩類
- (三) 化学名 三ー(二)ー(二)メトキシベンジルアミノ)エチル)キナゾリンー二・四(一H・三H)ージオン(通称名RHー三四)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十七年五月二十三日

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十六号

教 育 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

東京都教育委員会

第六条中「第二本庁舎及び」を「第一本庁舎及び第二本庁舎並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二十七号

教 育 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

東京都教育委員会

第三条中「第二本庁舎及び」を「第一本庁舎及び第二本庁舎並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

三 代表者の氏名  
小島 直樹(桂川 直樹)

四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区奥沢六丁目八番二十二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、「こどもたちのこどもたちのこどもたち」つまり将来にわたり人々がいかに幸せになれるかを考え、行動し、実現していくことを目的とします。最新の科学技術、医療技術や農業技術などについての教育普及活動を行い、個人個人の判断能力を高め、遺伝的要因や環

境要因がわれわれの幸せにどのように影響するかなど次世代型の健康管理方法を研究し、生活者が身近なところで農業に親しむ機会を創出することで農業を支援する活動を行い、地方自治体などへの提案活動などを通して、将来人々が相互に尊敬し合い幸せを増幅できる環境を整備していきます。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際環境政策総合研究所

三 代表者の氏名  
小杉 隆

四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区永田町二丁目九番八―七〇一号

五 定款に記載された目的  
この法人は、地球温暖化対策・自然生態系保全・循環型社会形成などの内外の環境問題、科学技術の振興と応用及び福祉・医療・介護に関する諸問題に総合的に取り組み、持続的社会的の実現に寄与することを目的とする。構成は、個人・企業・団体を問わず、環境問題に関心を持つ消費者、専門家・研究者などの学識経験者、実際に社会の現場で活動している企業経営者、政治・行政の場で活動していた者など多様なメンバーからなる。

活動は、調査研究、消費者・事業者への情報提供・啓蒙・支援、内外の環境会議や現場視察等への参加、環境対策の立案・提言、国際交流、環境問題に携わっている関係者との意見交換・協力連携など、幅広く展開する。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年四月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハングル能力検定協会
- 三 代表者の氏名  
鄭 元海

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸二丁目三十六番十二号 八階

五 定款に記載された目的

この法人は、韓国・朝鮮語学習者等の学習意欲の向上を図るための支援、韓国・朝鮮文化の理解を深めるための人材の養成、調査研究等を行うことにより韓国・朝鮮文化の理解を深め、国際交流に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人阿佐谷ワークショップ

三 代表者の氏名

佐竹 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷北二丁目十五番四号 大和阿佐谷ビル二〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、

① 講演会、サークル活動等を通じて地域活性化の為の文化活動をする。

② 地域連帯を強める為の地域の人たちの交流の場を設ける。

③ 地域に花と緑を増やす活動を地域の皆様と協力して行う。

④ 知識や技能の向上を志す人や起業を考えている人を支援する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トータルケアサービスエオラ八王子

子

三 代表者の氏名

武山 進一

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市横川町二十九番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児から高齢者と広く一般市民を対象とし、支援を必要とする人々に対し、介護事業、外出・移送サービス、非行・いじめ・虐待・DV・自殺等防止・保護、ショート・トワイライトステイ、各種相談業務活動を行い、それぞれのニーズに応え、生き生きとした人らしい人生を送ることができるよう支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十七年五月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 サンシャインシティ

二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか

三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年四月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年五月二十二日から同年六月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

- (一)ア 店舗名 (仮称)京成押上駅前ビル新築計画  
イ 店舗所在地 墨田区押上一丁目十番三号  
ウ 設置者名 京成電鉄株式会社
- (二)ア 店舗名 西富久地区市街地再開発事業商業施設設計画  
イ 店舗所在地 新宿区富久町十四番地ほか  
ウ 設置者名 芙蓉総合リース株式会社
- (三)ア 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館  
イ 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか
- ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名
- (四)ア 店舗名 ブラザー・交通公社新宿共同ビル  
イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目四十五番一号ほか  
ウ 設置者名 ナイト・ジャーニー特定目的会社ほか一名
- (五)ア 店舗名 アルカキット錦糸町  
イ 店舗所在地 墨田区錦糸二丁目二番一号  
ウ 設置者名 日本生命保険相互会社
- (六)ア 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンターマロニエコート  
イ 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号  
ウ 設置者名 東神開発株式会社
- (七)ア 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター  
イ 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号  
ウ 設置者名 東神開発株式会社ほか三名

(ハ)ア 店舗名 株式会社ルミネ立川店

イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目一番一号

ウ 設置者名 株式会社ルミネ

(九)ア 店舗名 コモディイイダ三鷹店

イ 店舗所在地 三鷹市上連雀六丁目二十九番七号

ウ 設置者名 小林 清一ほか三名

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(九)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十七年四月二十一日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十七年五月二十二日から同年六月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

